

令和7年度
市有土地売払い
一般競争入札のしおり

◆入札実施日

令和7年11月28日(金)
受付 午前10時00分～
入札 午前10時30分～

◆入札会場

半田市役所 会議室303(3階)
半田市東洋町2丁目1番地

半田市水道部上水道課
TEL(0569)84-0680(ダイヤル)

目 次

◆ 入札物件一覧表	3
◆ 一般競争入札による市有土地の売払いの流れ（概要）	4
◆ 市有土地売払一般競争入札実施要領	5
1. 入札物件一覧表	5
2. 用途等の制限	5
3. 入札参加者の資格	5
4. 物件の引渡し及び事前説明	6
5. 入札参加申込	6
6. 入札保証金	7
7. 入札	8
8. 売買契約	9
9. 所有権の移転及び土地の引渡し	10
10. 登記手続き	10
11. 違約金	10
12. その他	10
13. 問い合わせ先	11
◆ 入札関係書類	12
市有土地売払一般競争入札参加申込書	13
委任状	15
誓約書	17
市有土地売払一般競争入札参加申込受付証	19
入札書	20
◆ 物件概要	22
◆ 土地売買契約書（案）（一括支払）	26
◆ 土地売買契約書（案）（契約保証金）	30
◆ 入札関係書類（記入例）	34
市有土地売払一般競争入札参加申込書（記入例）	35
委任状（記入例）	37
誓約書（記入例）	39
入札書（記入例）	41

◆ 入札物件一覧表

物件番号	所在地番 (半田市)	登記地目	土地の 状況	売払地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	用途地域
1	亀崎高根町三丁目 86番30	水道用地	更地	284.02	10,565,544	第一種低層住居専用 地域
	亀崎高根町三丁目 145番38	宅地				

◆ 一般競争入札による市有土地の売払いの流れ（概要）

1. 入札参加申込	令和7年10月27日（月）から令和7年11月7日（金）までの間、入札参加申込を受付けします。
↓	
2. 書類審査	提出していただいた書類に基づき、入札参加者の資格審査を行い、入札参加資格を有していると認められた場合は、入札参加申込受付証を令和7年11月14日（金）までに発送します。
↓	
3. 入札受付 （入札保証金納入）	入札当日の受付時に入札参加申込受付証を確認し、入札保証金を納入していただきます。なお、落札されなかった方については、入札終了後、入札保証金を返還します。 ※令和7年11月28日（金）午前10時00分から受付
↓	
4. 入札	令和7年11月28日（金）午前10時30分 入札執行
↓	
5. 契約の締結 （売買代金・契約保証金納入）	契約を令和7年12月22日（月）までに締結いただくとともに、売買代金全額若しくは契約保証金（売買代金の10パーセント以上）を半田市水道事業へ納入していただきます。
↓	
6. 入札保証金の返還	契約確定後、入札保証金を還付します。
↓	
7. 売買代金（残額）の納入	売買代金と契約保証金の差額を、契約締結の日から30日以内に半田市水道事業へ納入していただきます。
↓	
8. 所有権の移転 （土地の引き渡し）	所有権は、売買代金完納と同時に移転します。 所轄法務局に所有権移転の嘱託登記を行います。諸費用は買受人の負担となります。 売払い物件は現状有姿のまま、現地立会の上で引渡すこととします。

◆ 市有土地売払一般競争入札実施要領

1. 入札物件一覧表

物件番号	所在地番 (半田市)	登記地目	土地の 状況	売払地積 (㎡)	最低売却価格 (円)	用途地域
1	亀崎高根町三丁目 86番30	水道用地	更地	284.02	10,565,544	第一種低層住居専用 地域
	亀崎高根町三丁目 145番38	宅地				

(1) 特記事項

- 土地の引渡しは、現状有姿になります。
- 下水道受益者負担金の支払いは完了しています。
- 用途地域や立地状況等により、建築物の用途制限や建築に係る各種制限や規制がかかる場合がありますので、事前にご確認ください。
- 入札参加に際しては、事前に現地にて売払土地の状況を必ずご確認ください。
- 土地の取得に伴う費用として、売買代金の他に次の費用が別途必要となります。
 - 不動産取得税
 - 印紙税（売買契約書に貼付する収入印紙）
 - 登録免許税及び司法書士報酬（所有権移転登録時）

2. 用途等の制限

落札者は、土地売買契約締結の日から10年間、売買物件を次に定める用途に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害する恐れのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業

3. 入札参加者の資格

次に定める者を除くほか、個人又は法人とし、売買代金が支払い可能で土地利用条件等の契約上の特約を遵守できる方は申込が可能です。

また、土地を共有することを目的として、複数の者が共有で参加することも可能です。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本市の職員
- (5) 次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）
 - ア 直近3年度の国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）
 - イ 直近3年度の半田市税（半田市内に住所を有する個人又は半田市内に本店を有する法人が入札参加申込をする場合に限る。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

4. 物件の引渡し及び事前説明

物件の引渡しは現状のまま行います。

現地説明会は実施いたしませんので、入札の執行に先立ち、物件概要を熟読し、現地において現況等を十分に確認し、関係公簿等を閲覧のうえ、入札してください。

その際には地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。

5. 入札参加申込

この入札に参加するには、「入札実施要領」、「入札関係書類」（以下「入札実施要領等」という。）の入手及び事前の入札参加申込が必要となります。

(1) 入札実施要領等の配布

① 配布期間及び時間

令和7年9月26日（金）～令和7年11月7日（金）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分（水曜日のみ～午後7時15分）とします。

② 配布場所

半田市役所 水道部 上水道課（2階）

半田市東洋町二丁目1番地

(2) 入札参加申込の概要

① 受付期間及び時間

令和7年10月27日（月）～令和7年11月7日（金）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分（水曜日のみ～午後7時00分）とします。

② 受付場所

半田市役所 水道部 上水道課（2階）

半田市東洋町二丁目1番地

③ 申込方法

「④申込に必要な書類」の一式を受付期間内に半田市役所水道部上水道課に持

参してください。

郵送、電話、FAX、インターネットなどによる申込はできません。

④ 申込に必要な書類

申込に必要な書類のうち指定様式によるものは、本要領に添付しているほか、半田市のホームページからもダウンロードできます。

ア 市有土地売払一般競争入札参加申込書〔様式第1〕

イ 委任状（代理人により入札する場合に限り）〔様式第2〕

ウ 誓約書〔様式第3〕

エ 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

・共同参加者の場合は申込人全員分

・法人の場合は履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本

オ 納税証明書（直近の3年度分）

a) 個人の場合

区 分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の2	半田税務署	1部
	未納のない証明	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の2	管轄税務署	1部

b) 法人の場合

区 分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の3	半田税務署	1部
	未納のない証明	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の3	管轄税務署	1部

(3) 市有土地売払一般競争入札参加申込受付証等の交付

入札参加申込等の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合は、後日、「市有土地売払一般競争入札参加申込受付証〔様式第4〕」、「入札書〔様式第5〕」を交付します。

(4) 入札参加申込の留意事項

- ① 入札参加申込の受付方法は(2)、②の受付場所で必要書類を提出する方法のみとします。郵送やFAXなどでの受付はしませんので、必要書類をご準備の上、受付期間内に申請してください。
- ② 代理人が入札参加申込する場合は、委任状を必ず提出してください。

6. 入札保証金

(1) 金額

入札金額の5%に相当する金額以上の金額とします。

(2) 納付方法

入札当日の受付時に、入札会場で納付していただきます。

入札保証金は現金ではなく、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手で、支払地が愛知県内にあり、振出日から10日以内のものに限ります。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者以外の方には、開札終了後、その場でお返しいたします。

落札者の入札保証金は、土地売買契約後に還付します。なお、入札保証金に利子を付しません。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、正当な理由なく落札日から30日以内に売買契約を締結しない場合に

は、その落札は無効となり、納付された入札保証金は半田市水道事業に帰属するため、落札者に還付しません。

7. 入札

(1) 日時

受付時間 令和7年11月28日(金) 午前10時00分～

開始時間 令和7年11月28日(金) 午前10時30分～

入札開始時間までに受付と入札保証金の納付を済ませていただかないと、入札に参加することができません。お早めにご来場ください。

入札開始時間になりますと、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。

なお、入札書〔様式第5〕は、入札参加申込後に交付します。

(2) 場所

半田市役所 会議室303(3階)

入札開始時間は、受付等の諸事情により遅れることもあります。指定時間までに必ずご来場ください。遅刻の場合は入札に参加できません。

(3) 入札参加に必要なもの

① 市有土地売払一般競争入札参加申込受付証〔様式第4〕

入札参加申込後に交付したもの

② 入札保証金

③ 入札書〔様式第5〕

④ 印鑑

実印(印鑑登録された印)、代表者印、共有の場合は構成者全員の実印が必要です。なお、代理人により入札する場合は、代理人の印鑑も必要です。

⑤ 筆記用具

黒色のボールペン又は万年筆

(4) 入札の留意事項

① 入札会場には、受付で手続きを行い、入札保証金を納入した者以外は入場できません。ただし、希望者がいた場合、傍聴席を設けての入札参加者以外の方の傍聴も可能としますが、入札を妨害する行為等をした場合は、会場から退場していただきます。

② 代理人が入札する場合は、代理人の印鑑も必ず押印してください。

③ 入札者は他の入札者の代理人にはなれません。また、1人が複数の入札者を代理することはできません。

④ 入札書には、入札金額及び指定事項を記入し、記名押印してください。金額の記入には、算用数字(0、1、2、3、・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に「金」または「¥」をつけてください。

⑤ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

① 入札参加資格のない者がした入札

② 入札保証金を納付していない者の入札

③ 所定の入札書によらない入札

④ 入札者又は代理人の記名押印のない入札

- ⑤ 所定の委任状を提出していない代理人がした入札
 - ⑥ 入札参加者からの委任状を提出した代理人がした入札で、入札書の記名欄に、申込者代表者名と代理人名の連記のない入札
 - ⑦ 入札金額又は申込者代表者名その他主要部分が識別し難い入札及び誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑧ 入札金額を訂正した入札
 - ⑨ 入札に関し不正な行為により行われた入札
 - ⑩ その他、この実施要領に定める入札に関する条件に違反した入札
- (6) 開札及び落札者の決定
- 開札は入札後、直ちに行い、落札者の決定は、次の方法によるものとします。
- ① 有効な入札のうち、最低売却価格以上で、かつ最高金額の入札者を落札者とします。
 - ② ①に該当する同価格の入札をした者が2以上あるときは、その場において、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。
- (7) 入札結果の公表
- 入札結果については、その内容（物件の所在・地番、地目、実測面積、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、半田市ホームページにも掲載します。
- ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

8. 売買契約

(1) 契約の締結

- ① 契約締結は、落札後、令和7年12月22日（月）までの間に半田市水道事業が指定する契約書により行います。なお、共有者の場合、全員との契約となります。
- ② 落札後に申込者以外の者との売買契約へ変更することはできません。
- ③ 申込者が共有でない場合、落札後に共有による売買契約へ変更することはできません。
- ④ 申込者が共有による場合、落札後に各共有者の持分の変更あるいは共有者を変更することはできません。
- ⑤ 契約書に貼付する印紙、その他契約に要する費用は落札者の負担とします。

(2) 危険負担

落札者は、入札物件が現状有姿の売払いであることを理解し、面積その他物件概要に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または売買代金の減額等を請求することができないこととします。

(3) 売買代金の支払方法

落札者は、次のいずれかの方法で売買代金を、半田市水道事業が発行する納入通知書により、納付していただきます。

- ① 契約締結と同時に全額を一括で納付する方法
- ② 契約締結と同時に契約保証金として売買代金の10パーセント以上を納付し、残金（売買代金から契約保証金を差引いた額）を契約の日から30日以内に一括で納付する方法

契約保証金は、売買代金の一部に充当することとさせていただきます。
この場合、期限までに残金を納付しないときは、契約は無効となり、契約保証金は半田市水道事業に帰属するため還付しません。
なお、契約保証金には利子を付しません。

9. 所有権の移転及び土地の引渡し

- (1) 落札した本件土地の所有権移転は、売買代金を完納した時とします。
- (2) 本件土地は、現状有姿のまま引渡すものとし、売買代金完納時に引渡しがあったものとしてします。

10. 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、落札者が関係書類を添えて半田市水道事業へ所有権移転登記の嘱託を請求し、半田市水道事業は速やかに所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとしてします。

なお、所轄法務局への登記手続きは、落札者が指名する代理人が行うものとし、登記完了後に登記完了証及び全部事項証明書の写真を半田市水道事業へ提出するものとしてします。

また、登記に関する費用は、全て落札者の負担とします。

11. 違約金

土地売却条件に違反した場合は、売買代金の30パーセントに相当する額を違約金として支払っていただきます。なお、売買契約書にはこの旨規定することになります。

12. その他

(1) 公租公課等

落札した物件の所有権移転登記に要する費用は落札者の負担とします。また、売買代金完納後の土地に対する公租公課等も落札者の負担とします。

(2) 地域貢献等

本件土地の開発に当たっては、周辺自治区との良好な関係形成、地域貢献等について十分配慮いただくようお願いします。

(3) 土地活用等

利用予定のない投機目的としての購入はご遠慮いただくとともに、半田市及び当該土地周辺地域の発展と良好な街づくりのために、周囲との調和に配慮した用途として使用することをお願いします。

(4) 入札執行の延期等

入札前に、天災その他緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し、または取り消すことがあります。なお、この場合において、入札のために要した費用を半田市水道事業に請求することはできません。

(5) その他

入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び土地売買契約書（案）の各条項並びに入札実施要領を熟覧の上、入札に参加してください。

また、入札方法等について半田市長から指示事項があった場合は、これを遵守してください。

13. 問い合わせ先

〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地
半田市水道部上水道課料金担当
TEL(0569)84-0680(ダイヤルイン)

◆入札関係書類

様式第 1

市有土地売払一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号 — —
共有の場合の持分 分の

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
電 話 番 号 — —

令和 7 年 1 1 月 2 8 日執行の市有土地売払一般競争入札に参加したいので入札参加を申込ます。

物件番号	所在地番 [半田市]	登記地目	地積 (㎡)
1	亀崎高根町三丁目 86 番 30	水道用地	284.02
	亀崎高根町三丁目 145 番 38	宅地	

(注意事項)

- 1 複数による申込(共有)を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。
- 2 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
		- -	分の

委任状

代理人 住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有土地売払一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	所在地番 [半田市]	登記地目	地積 (㎡)
1	亀崎高根町三丁目 86 番 30	水道用地	284.02
	亀崎高根町三丁目 145 番 38	宅地	

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

委任者 住 所

氏名又は名称

及び代表者名

電 話 番 号

— —

共有の場合の持分

分の

(注意事項)

- 1 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
		- -	分の

様式第3

誓約書

下記事項について、誓約いたします。

記

入札参加者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。

また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
共有の場合の持分 分の

(注意事項)

- 1 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
		- -	分の

様式第4

市有土地売払一般競争入札参加申込受付証

令和 年 月 日

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 殿

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 殿

半田市水道事業
半田市長 久 世 孝 宏

令和7年11月28日執行の市有土地売払一般競争入札への参加申込を受付けました。

物件番号	所在地番 [半田市]	登記地目	地積 (㎡)
1	亀崎高根町三丁目 86 番 30	水道用地	284.02
	亀崎高根町三丁目 145 番 38	宅地	

受付年月日	受付番号

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
	実印	— —	分の
	実印	— —	分の
	実印	— —	分の
	実印	— —	分の
	実印	— —	分の
	実印	— —	分の
	実印	— —	分の
	実印	— —	分の
	実印	— —	分の
	実印	— —	分の

◆ 物件概要

物件番号	1	最低落札価格	10,565,544円			
所在地	半田市亀崎高根町三丁目86番30 外1筆					
地積	登記簿	283.6㎡	実測	284.02㎡		
地目	登記簿	水道用地、宅地	現況	宅地	土地の状況	更地

建 に 基 づ く 制 限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域			
		用途地域	第一種低層住居専用地域			
		指定建ぺい率	60%	指定容積率	100%	
		防火指定	建築基準法22条地域	高度指定	—	
	その他制限	—				

接面道路の状況	北側市道(幅員約5.1m) 南側市道(幅員約6.0m)			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	—

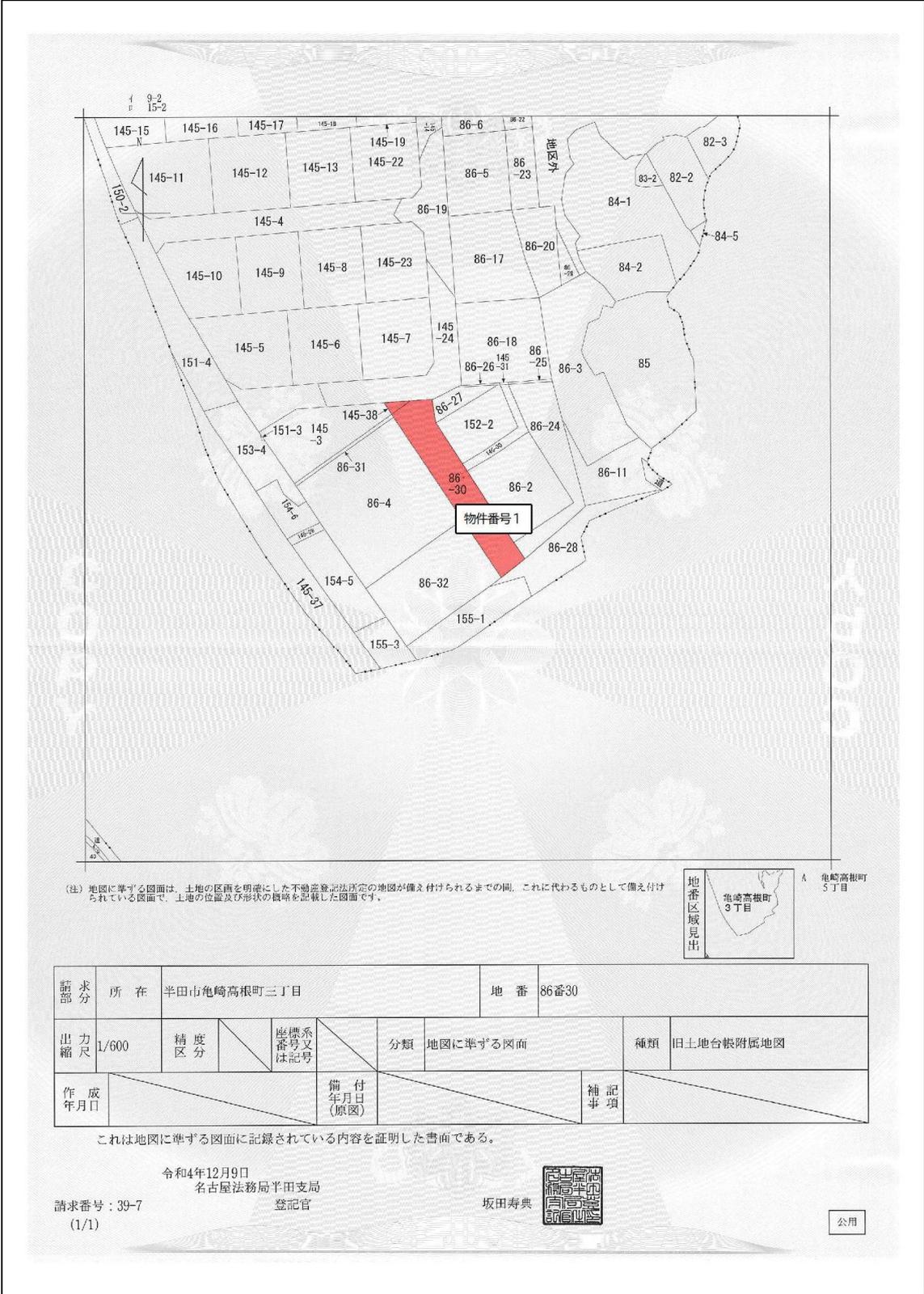
建 に 基 づ く 制 限		配管等の状況	照会先	
	電気	有	中部電力ミライズ(株)	(0120)921-691
	上水道	有	半田市上水道課	(0569)84-0681 (ダイヤルイン)
	下水道	有	半田市下水道課	(0569)84-0675 (ダイヤルイン)
	ガス	有	東邦ガス(株)	(0570)783-987

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築行為を行うときは、地元自治会等周辺住民への積極的な情報提供に努めるとともに、周辺住民には誠意を持って対応してください。 ・ 地質調査、土壌調査及び地下埋設物調査は実施していません。
------	---

位置図



1/2500



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	半田市亀崎高根町三丁目			地番	86番30		
出力尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和4年12月9日
 名古屋法務局半田支局
 請求番号：39-7
 (1/1)

登記官

坂田寿典



公用

土地売買契約書(案) (一括支払)

売出人半田市水道事業(以下「甲」という。)と買受人〔※ 落札者〕(以下「乙」という。)とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買取るものとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金〔※ 売払金額〕円とする。

(代金の支払)

第4条 乙は、この契約締結と同時に、前条の売買代金を甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第6条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済の売買代金を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償

の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

(使用等の禁止)

第10条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、金〔※売払代金の30パーセントの金額〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※売払代金の10パーセントの金額〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると

認められるとき。

- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(現状回復及び返還金等)

第15条 乙は、甲が第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 甲は、第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第15条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第19条 乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売出人 半田市東洋町二丁目1番地
半田市水道事業
半田市長 久世孝宏 印

乙 買受人 住所
氏名 [※落札者] 印

売買物件（土地）の表示

所在地番	登記地目	地積 (㎡)
半田市亀崎高根町三丁目 86 番 30	水道用地	276.42
半田市亀崎高根町三丁目 145 番 38	宅地	7.60

土地売買契約書(案) (契約保証金)

売出人半田市水道事業(以下「甲」という。)と買受人〔※ 落札者 〕(以下「乙」という。)とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買取るものとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金〔※ 売払金額 〕円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金〔※売払金額の10パーセント以上の金額〕円を甲に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(売買代金の支払方法)

第5条 乙は、第3条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金額〔※売払代金から契約保証金を差引いた金額〕円をこの契約締結後30日以内に甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

(登記の囑託)

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の囑託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を囑託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支

払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しのときを超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済の売買代金を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

(使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、金〔※売払金額の30パーセントの金額〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※売払金額の10パーセントの金額〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつ

ては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(現状回復及び返還金等)

第16条 乙は、甲が第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利子を付さない。

4 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第16条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第20条 乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売出人 半田市東洋町二丁目1番地
半田市水道事業
半田市長 久世孝宏 印

乙 買受人 住所
氏名 〔※落札者〕 印

売買物件（土地）の表示

所在地番	登記地目	地積 (㎡)
亀崎高根町三丁目 86 番 30	水道用地	276.42
亀崎高根町三丁目 145 番 38	宅地	7.60

◆入札関係書類（記入例）

様式第 1

市有土地売払一般競争入札参加申込書（記入例）

令和 7 年 11 月 1 日

半 田 市 長 殿

<p>申込人 住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。 電話番号は必ず記入してください。 共有の場合のみ、持分を記入してください。</p>	住 所	半田市東洋町二丁目 1 番地
	氏名又は名称 及び代表者名 電 話 番 号 共有の場合の持分	半田不動産(株) 代表取締役 半田 太郎 0569-21-3111 2 分の 1
	住 所	半田市東洋町二丁目 2 9 番
	氏名又は名称 及び代表者名	東洋 太郎

代理人の場合、委任状（様式第 2）の内容と一致させてください。

令和 7 年 11 月 28 日執行の市有土地売払一般競争入札に参加したいので入札参加を申入ります。

物件番号	所在地番 [半田市]	登記地目	地積 (㎡)
1	亀崎高根町三丁目 86 番 30	水道用地	284.02
	亀崎高根町三丁目 145 番 38	宅地	

(注意事項)

- 1 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。
- 2 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子	0569-84-0682	2分の1
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。 電話番号は必ず記入してください。 共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。 </div>		- -	分の
		- -	分の

様式第2

委任状（記入例）

代理人 住所 半田市東洋町二丁目29番地

氏名 東洋 太郎

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有土地売払一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	所在地番 [半田市]	登記地目	地積 (㎡)
1	亀崎高根町三丁目 86 番 30	水道用地	284.02
	亀崎高根町三丁目 145 番 38	宅地	

令和 7 年 11 月 1 日

半 田 市 長 殿

委任者 住 所 半田市東洋町二丁目1番地
氏名又は名称 半田不動産㈱
及び代表者名 代表取締役 半田 太郎
電 話 番 号 0569-21-3111
共有の場合の持分 2分の1

（注意事項）

- 1 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

市有土地売払一般競争入札参加申込書（様式第1）と一致させてください。

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名		
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子	0569-84-0682	2分の1
<p>住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。 電話番号は必ず記入してください。 共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。</p>		- -	分の
		- -	分の

様式第3

誓約書（記入例）

下記事項について、誓約いたします。

記

入札参加者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。

また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 7 年 11 月 1 日

半 田 市 長 殿

申込人	住 所	半田市東洋町二丁目1番地
	氏名又は名称	半田不動産㈱
	及び代表者名	代表取締役 半田 太郎
	共有の場合の持分	2分の1

（注意事項）

- 1 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

市有土地売払一般競争入札参加申込書（様式第1）と一致させてください。

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持分
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子	0569-84-0682	2分の1
<p>住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。 電話番号は必ず記入してください。 共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。</p>		-	分の
		-	分の

様式第5

入札書（記入例）

令和

半田市長 殿
申込人代表者

住所 半田市東洋町二丁目1番地
氏名又は名称 半田市不動産㈱
代表者名 代表取締役 半田 太郎
電話番号 0569-21-3111
共有の場合の持分 2分の1

市有土地売払一般競争入札参加申込書（様式第1）と一致させてください。

印鑑登録された印鑑を押印してください。

代理人

住所 半田市東洋町二丁目29番
氏名又は名称 東洋 太郎
及び代表者名
電話番号 0569-84-0682

印鑑を押印してください。

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壹	円
	金	1	5	0	0	0	0	0	

物件番号	所在地番 [半田市]
1	亀崎高根町三丁目 86 番 30
	亀崎高根町三丁目 145 番 38

（注意事項）

- 1 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。

複数による申込（共有）を希望する場合

市有土地売払一般競争入札参加申込書（様式第1）と一致させてください。

住 所	氏名又は法人の名称及代表者名		
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子 半田実印	0569-84-0682	2分の1
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。 電話番号は必ず記入してください。 共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。 </div>		-	分の
		-	分の
	実印	-	分の